

町田市学童保育クラブ退会届・入会辞退（申請取下）届

年 月 日

町田市長 様

住 所	
保護者氏名	
ふりがな	
児童氏名	
クラブ名	学童保育クラブ（ 年）

該当する項目にレ点を入れてください。

□ 次のとおり、学童保育クラブの退会について届け出ます。

退会日	年 月 日 <u>※月の15日以前の退会の場合、減免申請をしていない方は減額されません。</u>
退会する理由	<input type="checkbox"/> まちともを利用するため <input type="checkbox"/> 留守番できるようになったため <input type="checkbox"/> 家庭保育が可能なため <input type="checkbox"/> 入会要件を満たさなくなったため <input type="checkbox"/> 習い事に通うため <input type="checkbox"/> 育休取得のため <input type="checkbox"/> 転居のため
	<input type="checkbox"/> その他（下欄に理由をご記入ください）

□ 次のとおり、学童保育クラブの入会辞退（申請取下）について届け出ます。

入会辞退（申請取下）する理由	<input type="checkbox"/> 家庭保育が可能なため <input type="checkbox"/> 入会要件を満たさないため <input type="checkbox"/> まちともを利用するため <input type="checkbox"/> 留守番できるため
	<input type="checkbox"/> その他（下欄に理由をご記入ください）

提出書類が児童青少年課に届いた日が受付日となります。

退会日を受付日より前にさかのぼることはできませんのでご注意ください。

※児童青少年課に提出してください。（郵送可）

「学童保育クラブ退会届・入会辞退(申請取下)届」について

学童保育クラブを退会または入会辞退(申請取下)する場合は、下記のとおり手続きをお願いします。

<退会される場合>

「退会届・入会辞退(申請取下)届」をオンライン申請、もしくは書類に記入のうえ、児童青少年課に提出してください(郵送可)。

退会のオンライン申請は、
こちらから



オンライン申
請操作マニ
ュアルは、こ
ちらから



※月の15日以前の退会の場合、「学童保育クラブ育成料減免申請書」の提出がなければ減額できません。

入会申請時等すでに減免申請をしている場合は提出不要です。

<入会辞退(申請取り下げ)される場合>

入会辞退(申請取下)することが決まりましたら、まず、児童青少年課へ電話連絡をしてください。

児童青少年課(直通): 042-724-2182

その後、「退会届・入会辞退(申請取下)届」をWEB入力か、届け出用紙に記入のうえ、児童青少年課に提出してください(郵送可)

(注意事項)

- 学童保育クラブに提出しても退会手続きはできません。必ず児童青少年課へ提出してください。
- 退会日を受付日より前にさかのぼることはできません。
 - ・オンライン申請の場合
開庁時間外に申請された場合は、翌開庁日が受付日となります。
 - ・書類の場合
書類が児童青少年課に届いた日が受付日となります。
- 退会のご連絡がない限り、1日も利用していない場合でも育成料はお支払いいただきます。